

入札説明書

令和 8 年 6 月 25 日
新潟県十日町地域振興局

1 入札に付する事項

(1) 委託案件の番号及び名称

- ① 番号 橋県補修 第 1101-00-01-93 号
- ② 名称 一般国道 253 号 低濃度 P C B 廃棄物運搬・処分業務委託

(2) 委託業務案件の仕様及び処分数量

低濃度 P C B 廃棄物運搬・処分

- ① 塗膜片、養生シート、防護服等 5,741.3kg (ドラム缶 70 缶)

※詳細は、「(別添 1) P C B 廃棄物重量・試験結果総括表」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 10 月 30 日まで

(4) 履行場所

新潟県十日町市高田町 6 丁目 1055 地内 (新潟県十日町地域振興局地域整備部車庫)

(5) 入札方法

- ① 運搬業務と処分業務を業務提携する場合、入札はいずれかが代表して行うものとする。
- ② 入札書には業務一式の金額 (総額) 及び運搬業務と処分業務の内訳を記載すること。
- ③ 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか否かを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した入札参加資格を有する者であって、新潟県財務規則 (昭和 57 年新潟県条例第 10 号。以下「財務規則」という。) 第 54 条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。詳細は公告の 9 「落札者の決定」による。

2 入札説明書の交付期間及び交付場所等

(1) 交付期間

令和8年6月25日(木)から令和8年7月21日(火)まで、新潟県十日町地域振興局地域整備部ホームページでダウンロードすること。

URL <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/tokamachi-seibi/>

(2) 問合せ等

① 問い合わせ方法

入札説明書等の本件入札に関する質問事項がある場合、質問事項を記載した書面(入札説明書に定める質問書(様式4)に限る。)を③に定める問合せ先に持参、ファクシミリによる送信又は電子メールで令和8年7月15日(水)午後5時までに提出すること。

② 問合せ受付期間

持参する場合は、次の③に定める場所に提出期間内の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「祝日」という。)を除く毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に提出すること。

③ 問合せ先

郵便番号 948-0037

新潟県十日町市妻有町西2丁目1番地

新潟県十日町地域振興局 地域整備部 業務課業務係建設業担当

電話番号 025-757-5553

ファクシミリ番号 025-752-5329

メールアドレス ngt111750st@pref.niigata.lg.jp

④ 回答方法

質問内容及びその回答は、令和8年7月16日(木)午後5時までに新潟県十日町地域振興局ホームページに掲示する。

(3) 現地確認申込書の提出期間、場所及び提出方法

現地確認を希望する者は、現地確認申込書(様式8)を令和8年6月26日(金)午前9時から令和8年7月14日(火)午後5時までに、上記(2)③に定める問合せ先に持参、ファクシミリによる送信又は電子メールにより提出すること。

持参する場合は、(2)③に定める場所に提出期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に提出すること。

現地確認期間は令和8年7月6日(月)から令和8年7月15日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)であり、いずれの日も午前(概ね9時~11時30分)・午後(概ね1時30分から4時30分)のいずれか一方である。場合によっては、申込

者の希望どおりとならない場合があり、その場合は申し込みを行った者と調整する。

3 入札参加する者に必要な資格

次に掲げる（１）～（５）と（９）の条件を満たす者又は（１）～（５）と（７）若しくは（１）～（５）と（８）の条件を満たす者が（１）～（５）と（６）の条件を満たす運搬業者と業務連携が可能なる者であることを条件とし、かつ４に掲げる入札参加資格の確認を受けた者のみが、この入札に参加できるものとする。（表－１参加資格の条件と方法の一覧参照）なお、業務提携により入札に参加する場合は、他の入札者の構成員になることはできない。また、単独で入札に参加する場合は、他の入札者の構成員になることはできない。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- （２）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- （３）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- （４）新潟県が発注する契約に係る指名停止の措置を現に受けていない者であること。
- （５）新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 6 条に定める暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- （６）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 14 条の 4 第 1 項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物）を積み込む場所及び積み下ろす場所を含む区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長（廃棄物処理法施行令第 27 条第 1 項に規定する市長））から受けている者であること。
- （７）廃棄物処理法第 14 条の 4 第 6 項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物）を当該処分を行う区域を管轄する都道府県知事（又は政令市長（廃棄物処理法施行令第 27 条第 1 項に規定する市長））から受けている者であること。
- （８）廃棄物処理法第 15 条の 4 の 4 第 1 項に基づく無害化処理認定（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物）を受けている者であること。
- （９）廃棄物処理法第 15 条の 4 の 4 第 1 項に基づく無害化処理認定（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物）に「収集又は運搬の有無 ㊦・無」と記載された無害化処理認定を受けている者であること。

表-1 参加資格の条件と方法の一覧（A、B、C）どれでも可。○の条件が必要

条件 \ 方法		A	B		C	
		入札者が運搬と処分の両方を行う場合	運搬、処分を業務提携する場合(業務提携)			
			運搬	処分	運搬	処分
(1)~(5)		○	○	○	○	○
(6)	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可	/	○	/	○	/
(7)	特別管理産業廃棄物処分業許可	/	/	○	/	/
(8)	無害処理認定	/	/	/	/	○
(9)	無害化処理認定に「収集又は運搬の有無(有・無)」を記載	○	/	/	/	/

4 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、令和8年6月26日(金)午前9時から令和8年7月8日(水)午後5時までに、入札参加資格確認申請書及び添付書類を持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、次の場所に提出期間内の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日、並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に提出すること。

(2) 入札参加資格確認申請に要する書類は、次のとおりとする。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

① 入札参加資格確認申請書(様式1)

入札参加資格確認申請書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 法人の登記事項証明書

イ 審査基準日(入札参加資格確認申請日)の直前の決算期から1年前までの事業年度に係る財務諸表(貸借対照表及び損益計算書)

② 業務提携届出書(様式2)(業務提携をして実施する場合に提出)

3の表-1 参加資格の条件と方法の一覧でB、Cどれかの場合は、「処分業者」

及び「運搬業者」を届け出ること。

③ 許可証又は認定証

- ア 廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物）」の写し
- イ 廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物処分業許可証（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物）」の写し
- ウ 廃棄物処理法に基づく「無害化処認定証（品目：ポリ塩化ビフェニル汚染物）」の写し

④ 納税証明書（原本とし、申請日前3カ月以内に発行されたものに限る。また、「税の未納はない」旨記載してあるもの。）

ア 県内業者

- ・新潟県の県税納税証明書
- ・消費税及び地方消費税の納税証明書

イ 県外業者

- ・法人税と消費税及び地方消費税の納税証明書

⑤ 暴力団排除に関する誓約書（様式3）

(3) 確認結果の通知

入札参加資格の確認結果については、令和8年7月15日（水）までに入札参加資格確認通知書をもって通知（発送）する。ただし、通知後において、入札参加資格を満たさないことが明らかになった場合には、入札参加資格を取り消す。

5 入札日時及び場所

(1) 入札（開札）日時

令和8年7月23日（木）午前10時00分

(2) 場 所

新潟県十日町地域振興局 1階入札室（新潟県十日町市妻有町西2丁目1番地）

6 入札手続き等

(1) 入札の方法

入札は次のいずれかの方法によること。

- ① 本人または代理人が5の(1)に定める日時及び場所に入札書（封筒に入れ密封のうえ、1の(1)委託案件の名称及び入札者の商号又は名称を記入したのものに限る。）を持参し、提出すること。ただし、代理人が入札書を持参し、提出する場合は5の(1)に定める時刻までに委任状（様式5）を提出し、代理権が確認された者でなければならない。
- ② 本人が作成した入札書（様式6）及び内訳書（様式7）を封書のうえ、2の(2)

③をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封書を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1の（1）委託案件の名称及び5の（1）に定める入札執行日時を記載したものに限り。）をもって令和8年7月22日（水）午後5時（必着）までに郵送すること。

（2）入札書及び内訳書

入札者は、運搬費と処分費の合計額を入札書（様式6）に記載し、運搬費と処分費のそれぞれの入札金額を明らかにした内訳書（様式7）を添付しなければならない。なお、入札書に記載された金額と、内訳書に記載された金額の合計額とが一致しない場合は、当該入札は無効とする。内訳書を提出しない場合又は内訳書の記載内容に不備があつて必要事項を確認し難い場合等、その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、当該入札は無効とする。

（3）入札書の名義

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は本人又は代理人）に限る。

（4）入札書の記載

落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（5）入札の中止

新潟県財務規則（昭和57年新潟県条例第10号。以下「財務規則」という）に定める場合は本入札を中止する。

7 開札の方法

（1）開札は、原則として入札者またはその代理人を立ち合わせて行うものとする。

（2）開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行うものとする。ただし、無効入札を行った者、及び6の（1）②に定める方法（郵便）によって入札書を提出した者は再入札に参加することができない。

（3）再入札は1回を限度とする。

8 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

（1）入札公告に定めた資格のない者がした入札及び入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札

（2）財務規則第62条各号に掲げる入札

- (3) 入札者が不当に価格のせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認められるときは全部の入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札以上の入札の効力は、入札執行職員が決定する。この場合、当該入札者はその決定に対し異議を申し立てることはできない。

9 落札者の決定方法

- (1) 本説明書に示した入札参加資格を有する者であって、財務規則第 54 条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合には、くじにより先順位の落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 入札の結果、落札者の無い場合は、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、入札者のうち入札額の低いものから順に、発注者が指定する者と見積合わせを行ったうえで、予定価格の範囲内で随意契約により契約を締結する。

10 契約書作成の要否

要（当該入札に付する業務に係る委託契約の締結については、4 の（2）の②の書類に記載された業務提携の処分業者、運搬業者それぞれと処分業務又は運搬業務に係る契約を締結するものとする。ただし、落札者が単独の業者である場合は、この限りでない。）

11 契約条項

別添「委託契約書（案）」による。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

次の算式により算出して得た金額の 100 分の 5 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額の現金又は金融機関が振り出し、若しくは支払保証した小切手とする。ただし、新潟県を被保険者とする入札保証保険契約を保険会社との間に締結した場合は免除する。なお、郵送により入札に参加する場合は、現金又は小切手（金融機関が振り出し、又は支払保証したもの）、若しくは証書を入札書と同封のうえ、2 の（2）③のあて先まで、現金書留又は配達証明付き書留郵便により、令和 8 年 7 月 22 日（水）午後 5 時必着で提出すること。

入札書記載金額×100分の110

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額の現金又は金融機関が振り出し、若しくは支払保証した小切手とする。ただし、財務規則第44条第1号又は第2号に該当する場合は、免除する。

なお、入札代表者が処分業務又は運搬業務を別会社と業務提携する場合、それぞれが新潟県と処分業務又は収集運搬業務に係る契約を締結するものとし、それぞれが契約金額の100分の10に相当する金額以上を納付する。

13 不当介入に対する通報義務

新潟県との契約にあたり受注者が暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県十日町地域振興局地域整備部）へ通報報告を行うこと。詳細は新潟県のホームページ（下記アドレス）による。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenminseikatsu/1353967278060.html>

14 支払条件

新潟県十日町地域振興局地域整備部が行う検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

15 その他

(1) 入札参加資格確認申請書等の取扱いは、次のとおりとする。

- ① 申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書等は、提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書等は返還しない。

(2) その他

詳細はその他交付書類によるほか、財務規則の定めるところによる。